

茨木市誘致病院事業者候補者  
公募型プロポーザル 募集要項

令和 4 年（2022 年） 7 月

茨 木 市

## 目次

---

1	はじめに .....	1
2	誘致病院事業者候補者選定の概要 .....	1
3	事業地の概要 .....	2
4	公募条件 .....	3
5	土地の貸付 .....	4
6	応募方法 .....	6
7	応募手続 .....	7
8	誘致病院事業者候補者の選定・決定 .....	8
9	審査基準 .....	11
10	誘致病院事業者の責務 .....	12
11	その他 .....	13

## 1 はじめに

---

### (1) 公募の趣旨

今回の公募については本市における将来の人口及び患者数の動向、医療提供体制、5疾病4事業等への対応状況、受療動向等を踏まえ、将来にわたり市民の医療ニーズに対応できる環境を確保・維持するため、令和4年3月に策定した「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」で定める基本理念及び整備方針等や意見書を踏まえ、本市に必要な医療機能を継続的に担う意欲を持った優秀な公的病院または民間病院をプロポーザル方式により選定し、本市の医療ニーズへの対応を図るものである。

### (2) 公募の背景

本市では、平成31(2019)年に取りまとめた「茨木市地域医療資源調査分析報告書」や、茨木市病院誘致あり方検討委員会を通じて、10年、20年先を見据えて市内の医療環境のさらなる向上を図るため、誘致する病院のめざすべき方向性、必要な医療機能、地域の医療機関等との連携方針など本市に必要な医療について具体的な検討を進めてきた。

また、第5次茨木市総合計画後期基本計画として6つのまちの将来像を定めて、「健康づくりや地域医療を充実する」や「消防・救急体制を充実強化する」など、医療機能の確保に向けた計画を進めており、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することより、地域で安心して暮らせるまちをめざし、地域医療体制の充実を図ること、高齢化社会に対応した救急体制の充実強化を図ることとしている。

### (3) 公募の目的

病院誘致は、本市の現状以上の医療提供体制を確保するために、市内での入院医療を要する中等症以上の救急搬送患者の受入れ強化を目的とした急性期病床と本市及び三島二次医療圏で不足している回復期病床を確保し、救急医療や小児医療等に対応する病院を、双葉町駐車場に、民設民営で公募するものである。

## 2 誘致病院事業者候補者選定の概要

---

### (1) 選定の方法

誘致病院事業者候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたっては、外部委員で組織される「茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、公募の趣旨に適合し、最も優秀な提案であると選定された応募者を候補者として決定する。

### (2) 実施主体

茨木市

### (3) 事務局

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市健康医療部医療政策課

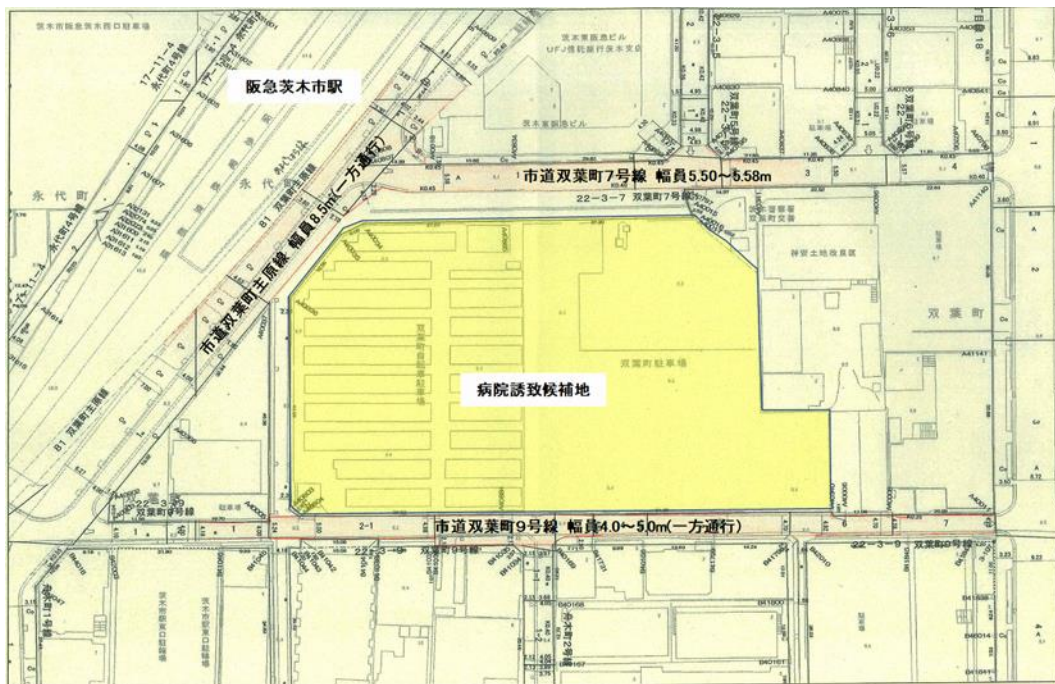
電話：072-655-2756 メールアドレス：iryouseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※照会、書類の提出等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までの間に限る。

### 3 事業地の概要

#### (1) 面積等

項目	内容
所在	大阪府茨木市双葉町 487-1 大阪府茨木市双葉町 487-8 (現市営駐輪場・駐車場)
敷地面積	約 5,776 m <sup>2</sup> (敷地設定未確定) ※道路計画等により変更の可能性あり
用途地域	防火地域、商業地域
建蔽率	80%
容積率	400%
高さ制限	第7種高度地区 (31m以下)
最大可能延床面積	23,104 m <sup>2</sup>
前面道路幅員	市道双葉町主原線 8.5m (一方通行) 市道双葉町7号線 5.50~5.58m 市道双葉町9号線 4.0~5.0m (一方通行)
その他	本市のハザードマップでは、安威川等の外水氾濫 (洪水) による浸水リスク 0.5~3.0mのエリアにある



#### (2) 敷地内における制約事項

- ① 来院車両や救急車等が適切に駐車する等のため、周辺交通に支障が無いように、適切な車両動線計画と必要台数の駐車場等の整備を行うよう検討し、本市の道路整備計画との整合性を図ること。
- ② 決められた敷地内において、誘致病院の医療機能を十分に果たすことができるようにすること。
- ③ 洪水浸水想定区域にあることを十分配慮し、被害を極力軽減するような施設計画を検討すること。
- ④ 駅前立地の特性を活かし、来院者の安全と利便性向上のために必要であれば、駅ビルとの接合等について検討すること。

## 4 公募条件

---

### (1) 開院目標

令和11年度末までに開院すること。

地中障害物の撤去及び埋蔵文化財調査等の建設準備期間を令和7年10月から1年間確保のうえ、可能な限り早期開院をめざし事業スケジュールを提案すること。

### (2) 必要な規模（病床数）

必要な規模（病床数）については、以下の3点を基本的な考え方として、事業者の実施可能な規模を提案書に記載すること。

- ① 地域医療支援病院の承認基準及び(3)「医療機能」を満たす規模とし、許可病床数200床以上とすること。
- ② 回復期リハビリテーション病棟（病床）もしくは地域包括ケア病棟（病床）を運営すること。
- ③ 上記①のうち、小児科専用の病床を10床以上設けること。

### (3) 医療機能

#### ① 診療科

<必須要件>

内科、外科、整形外科、小児科等を中心に、総合的病院としての機能を有すること。

<提案内容>

診療科の構成、内容、各科の診療機能等について提案書に記載すること。

#### ② 救急医療への対応

<必須要件>

二次救急診療機能（内科・外科・小児科）を有し、救急病院としての告示を受けること。

<提案内容>

救急診療機能の診療範囲、体制等について提案書に記載すること。

#### ③ 小児救急医療を含む小児医療への対応

<必須要件>

小児科の入院医療体制を確保し、夜間帯の小児患者の受け入れに対応すること。

<提案内容>

小児患者への診療範囲（救急外来の対応範囲、時間、曜日等を含む）、体制等について提案書に記載すること。

#### ④ 脳血管疾患・心血管疾患への対応

<必須要件>

脳血管疾患・心血管疾患への検査機能を有すること。

<提案内容>

脳卒中や心筋梗塞等への診療範囲、体制等について提案書に記載すること。

⑤ 地域医療機関との連携対応

< 必須要件 >

地域医療連携室を設置するなど、地域の診療所等と連携を密にし、医療サービスの向上に努めること。

< 提案内容 >

地域医療機関との連携の考え方、取り組み方法、地域医療支援病院取得のための方法、紹介率・逆紹介率の確保策等について提案書に記載すること。

⑥ 感染症への対応

< 必須要件 >

感染症対応を考慮した施設整備を行い、感染症に対応できる医療スタッフの確保・育成を行うこと。

< 提案内容 >

対応範囲、施設整備内容等について提案書に記載すること。

⑦ 災害医療への対応

< 必須要件 >

地震や洪水などの大規模災害時等において、地域の医療救助活動の拠点として災害拠点病院との連携により、入院医療が必要な患者を積極的に受け入れること。

< 提案内容 >

災害医療への対応範囲、体制等について提案書に記載すること。

⑧ 外来医療支援対応

< 提案内容 >

市内には、外来診療を行う診療所が比較的少ない地域があり、外来受診の移動負担も懸念される。地域医療支援病院として、周辺病院とも連携して、これらに対応できる、外来医療を支援する体制について提案書に記載すること。

## 5 土地の貸付

---

(1) 土地の利用形態

① 土地の貸付について

敷地は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権を設定し、貸し付ける。

② 貸付期間

貸付期間は土地賃貸借の契約日より30年以上50年未満の応募提案による期間（対象敷地の埋蔵物調査期間、建物の建築期間及び撤去工事期間等を含む。）とする。

③ 貸付対象面積

敷地は全面積利用とし、部分利用は認めない。なお、敷地面積については、道路計画等により変更の可能性がある。

④ 土地賃貸借契約の締結

事業に関する具体的な協議を経たうえで、土地賃貸借契約を締結する。

⑤ 敷地の借地利用開始

敷地は、市営駐車場の使用停止後（令和7年9月30日予定）、翌月1日から借地利用を開始する。

本市は事業者に対し、敷地を敷地内の建築物及び工作物とともに現状有姿で引渡す。これらの建築物、工作物の解体・撤去は事業者にて行い、その費用は原則本市が負担するものとする。

解体・撤去にあたっては本市及び関係官庁と十分協議をおこなうこと。

⑥ 土地の瑕疵等

敷地は、駐車場として利用される以前の使用に由来する地中障害物（松杭等）が存在する可能性を示す資料はあるが、詳細は不明である。その資料は参加資格を得た事業者が必要とした場合に開示するものとする。これら地中障害物の撤去は事業者にて行い、その費用は原則本市が負担するものとする。

土壌汚染が存在した場合は、事業者が対応すること。ただし、土壌汚染は汚染されていない場合の費用との差額を原則本市が負担する。

地質調査、地盤調査等の調査については、事業者が自らの責任と負担において実施すること。駐車場として利用中の調査を検討する場合は、実施時期や実施場所等について、利用者の安全で継続的な利用を維持し、本市と十分協議を行い、許可を得て実施すること。

埋蔵文化財に関して、過去の試掘調査（西側3か所）において当該敷地には遺跡の存在が認められているため、本発掘調査を実施する必要がある。

本発掘調査の実施時期については、利用者の安全で継続的な利用を維持するため、令和7年10月以降とし、本市と十分協議を行い、許可を得て実施すること。本発掘調査費用は、原則として本市が負担する。

本項目において、本市が負担する場合の支払い方法や時期については、今後、本市が定めるものとする。

⑦ 借地権の譲渡及び転貸

借地権の譲渡及び転貸は認めない。また、事業者の設置した建物の全部又は一部を譲渡することは認めない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ書面で本市の承認を受けた場合はこの限りでない。

⑧ 維持管理

整備後の施設、設備等の維持管理に係る費用は事業者が負担すること。また、土地賃貸借契約後は、雑草除去等を適宜行い、近隣住民にも十分配慮した維持管理を行うこと。

⑨ 増築又は改築

土地賃貸借契約期間内に、提案内容と相違する内容の施設を建築、増築又は改築してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ書面で本市の承認を受けた場合は、この限りでない。

⑩ 土地の明渡し

事業者は、土地賃貸借契約終了・解除時に施設を自らの負担で撤去し、当該施設に供した範囲の土壌汚染を調査し、汚染が確認された場合は、必要な措置を行ったうえで当該敷地を明け渡すものとする。

⑪ 公正証書

土地賃貸借契約は公正証書による契約とする。契約に当たり、公正証書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(2) 土地の貸付料

① 予定貸付料は、鑑定機関による調査報告書に基づき算出した額とする。

(参考価格) 9,232,000円/月

なお、上記予定貸付料は、現時点で確定できない条件を想定していることから、調査賃料として求めたものであり、土地賃貸借契約時に実施する鑑定評価による鑑定評価額とは異なります。

② 貸付料の免除

誘致病院整備中は事業者の収益がないため、契約日から誘致病院の開院までの間、月額貸付料の支払を免除するものとする。

また、開院後は4(2)「必要な規模(病床数)」及び4(3)「医療機能」を満たすことにより、病院開院から原則20年間月額貸付料の支払を免除するものとする。開院後20年目以降は、おおむね3年ごとに支払い免除額について見直し協議をする。この場合、基本となる貸付料については次項のとおりとする。

③ 貸付料の改定

貸付料は、土地賃貸借契約後、おおむね3年ごとに本市が貸付料を再評価し、当該再評価貸付料が近隣の土地の地代もしくは貸付料に比較して著しく不相応となったとき等には、当該再評価貸付料に改定できるものとする。ただし、社会経済情勢の変動その他の事由により、市又は事業者が貸付料を相当でないと認めるときは、本市及び事業者は、相手方に対し、貸付料改定の申し出を行うことができるものとする。

## 6 応募方法

---

(1) 応募者の資格

応募者の資格要件は下記のとおりとする。

- ① 現に医療施設を経営している医療法人等であること。
- ② 本市の現状以上の医療提供体制を確保するため、令和4年6月1日現在、茨木市を除く三島二次医療圏において許可病床数200床以上の病床を有していること。なお、複数の医療法人等が共同で応募する場合は、病床数を合算するものとする。

(2) 応募者の不適格要件

応募から基本協定締結時まで、次に掲げる者が、応募者の役員に含まれていてはならない。また、応募者は、次に掲げる者の協力を得てはならない。

- ・選定委員会の委員
- ・茨木市の職員
- ・地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- ・茨木市暴力団排除条例第2条第2号に指定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

(3) 一応募一提案



応募者は本募集に対して一提案に限り応募することができる。

(4) 応募に要する費用の負担

本募集に関して応募者が必要とする費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 使用言語及び単位

応募に関わる書類等に使用する言語は日本語、通貨は日本円、長さの単位はメートル法とする。

(6) 失格事項

次の者は失格とする。

- ・本募集要項に違反する応募を行う者
- ・応募書類に虚偽の記載をした者
- ・その他、審査に影響を与える不正行為を行った者
- ・一次審査後、応募書類を提出期限内に提出しない者

## 7 応募手続

---

※照会、書類の提出等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く 8 時45分から17時15分までの間に限る。

(1) プロポーザル参加申請書等の提出

プロポーザル参加申請書等を提出する者は、令和4年8月2日（火）（必着）までに、以下の書類を郵送（配達記録が残る郵送方法）又は持参すること。

- ・プロポーザル参加申請書（様式1） 正本：1部、副本：1部
- ・誓約書（様式3） 正本：1部、副本：1部
- ・資格確認書類（様式4） 正本：1部、副本：1部

複数の医療法人等が共同で応募する場合は、代表法人を応募者とし、以下の書類も提出すること。

- ・共同事業体届出書兼委任状（様式2） 正本：1部、副本：1部

※ 事務局による一次審査の結果、参加資格等を有することを認められない場合には、令和4年8月3日（水）までにその旨を通知する。

(2) 質問受付

質問事項がある場合は、令和4年8月4日（木）までに、以下の書類に記入し、電子メールにて事務局まで送付すること。事務局アドレスは、2（3）事務局に記載のとおり。

- ・質問書（様式5）

※ プロポーザル参加申請書等の提出をし、審査の結果、参加資格等を有することが認められる者のみ受付をする。

すべての応募者からの質問事項とこれに対する回答は、令和4年8月16日（火）頃、本市ホームページにて公表する。

なお、本市が必要と認める場合は、質問書を提出した応募者にヒアリングを等行うことがある。

(3) 応募書類の提出

令和4年9月5日（月）までに、以下の書類を事務局まで持参すること。

- ・提案書提出時の添付書類（様式6） 正本：1部、副本：1部

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

- ・ 茨木市誘致病院事業者募集提案書（様式7）

【提出部数】 正本：1部、副本：14部、同内容の電子データ1部（CD-R又はDVD-R）

※副本作成時の留意点

副本には、応募者が特定できる名称、ロゴマーク等は使用しないこと。決算書等すでに事業者名や代表者氏名等が記載されている書類については、黒マジック等で該当部分を塗抹すること。

なお、本市が必要と認める場合は、提案書を提出した応募者にヒアリング等を行うことがある。

#### （4）参加辞退

プロポーザル参加申請書等を提出後、都合によりプロポーザル参加を辞退する場合は、令和4年9月5日（月）（必着）までに以下の書類を郵送（配達記録が残る郵送方法）又は持参にて提出すること。

- ・ 辞退届（様式8） 正本：1部、副本：1部

#### 【実施スケジュール】

項目	時期
募集要項の公表・配布	令和4年7月26日（火）
プロポーザル参加申請書の提出（様式1） 共同事業体届出書兼委任状（様式2）※ 誓約書（様式3） 資格確認書類（様式4） [一次審査]	令和4年8月2日（火）
質問書の提出（様式5）	令和4年8月4日（木）
質問への回答	令和4年8月16日（火）
応募書類の提出（様式6、様式7） [辞退届（様式8）]	令和4年9月5日（月）
提案に関するプレゼンテーション [二次審査]	令和4年9月下旬から10月上旬
候補者の公表及び通知	令和4年10月上旬

※複数の医療法人等が共同で応募する場合のみ提出。

注）時期は予定であり、状況により変更することがある。

#### （5）応募書類の取扱

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、提案に関する報告書の作成や広報、情報公開への対応等で必要な場合には、本市は提案書類を無償・無断で使用できるものとする。

提出された提案書については、公募の趣旨に適合しているかを確認するためのものであり、法令等に適合しているかの承認を行うものではない。

また、提案書類は返却しない。

## 8 誘致病院事業者候補者の選定・決定

### （1）選定委員会による審査

本事業の提案の審査は、学識経験者等により組織された選定委員会が行う。

選定期間中は、選定理由、評価等に関する問い合わせ及び異議には一切応じない。

## (2) 審査の基本的な考え方

本市では、地域医療体制の充実を図ることが最優先課題であることから、早期に病院整備が行われ、市民のニーズに応える救急医療や小児医療を長期的に継続して提供する提案となっているか、医療従事者の確保対策がより具体的であるかを審査のポイントとする。

また、堅実な事業計画に基づく提案がされていることや、地域医療機関等との連携する仕組みが提案されていること等を評価する。

具体的な審査項目に関しては、9 審査基準を参照すること。

## (3) 選定委員会による選定

応募者は、選定委員会においてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施順は、応募書類の提出順とする。

選定委員会は、書類審査及びプレゼンテーションの結果により評価、審査を行い、公募の趣旨に沿うと認められる最も優秀な提案をした応募者を選定する。ただし、応募者が1者であってもプレゼンテーションは行う。

なお、審査の結果、全ての応募者が配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない場合は、候補者を選定しないことができるものとする。

総合計点が同点となった場合は、評価項目「医療機能及び業務体制」の獲得得点が多い応募者を選定する。その項目について同点となった場合は、評価項目「収支計画」の獲得得点の多い応募者を選定とする。

プレゼンテーションの詳細については、後日、各応募者に通知する。

## (4) 候補者の決定

選定委員会の選定結果に基づき、本市が候補者として決定する。決定した候補者はホームページ等で公表する。

## (5) 基本協定及び契約の締結等

### ① 基本協定の締結

本市が候補者を決定した後、提案に基づき基本的事項に関する基本協定を締結する。基本協定の主な項目は、次のとおりとする。

- ・ 病院の医療内容、規模、診療科目等
- ・ 医療従事者の確保に関する事項
- ・ 病院の開院時期及び整備スケジュール
- ・ 施設整備計画に関する事項
- ・ 土地の貸付等に関する事項
- ・ 地中障害物、土地汚染状況調査及び埋蔵文化財調査に関する事項
- ・ 開院遅延リスクに関する事項
- ・ 経営・財務の状況等の資料提供に関する事項
- ・ 基本協定不履行時の対応に関する事項
- ・ 協定終了時の対応に関する事項
- ・ その他本市が必要と認める事項

## ② 土地賃貸借契約の締結

事業に関する具体的な協議を経たうえで、土地賃貸借契約を締結する。土地賃貸借契約の締結により、候補者を誘致病院事業者（以下「事業者」という。）と位置付ける。ただし、病院の開設に当たっては、医療法第7条第1項の規定により、大阪府知事の許可が必要となる。病院開設の許可を得られなかった場合は、基本協定の他それまでに締結した協定及び契約はすべて失効する。このことによる責を本市は負わない。

## ③ その他

誘致病院の整備等にあたり、国等の補助対象となる場合は、本市と協議・調整のうえ、積極的に活用すること。

また、原則、開院後は本市の医療等に係る既存補助金による支援を行うものとし、候補者として決定した後に、協議・調整するものとする。

## (6) 事業者が基本協定又は契約を遵守しない場合

候補者又は事業者が基本協定を順守しない場合は、本市は協定を失効することができる。事業者が土地賃貸借契約を遵守しない場合は、本市は契約を解除することができる。この場合、本市は候補者及び事業者の損害に対して賠償の責を負わない。

9 審査基準

(1) 審査基準

評価項目	評価の視点	選定委員1人あたりの配点
1. 経営理念	①基本整備構想で示した基本理念、整備方針と整合性の取れた病院の経営理念及び基本方針が提案されているか。 ②本市の現状及び将来状況を前提とし、患者・家族等利用者の視点に立った経営理念が提案されているか。	10点
2. 医療機能及び業務体制	①本事業の目的を達成する規模が確保され、適切な病床数・機能が提案されているか。また、提供する医療機能に対して、適正な病棟構成（取得する施設基準、病床数）が提案されているか。 ②提供する医療に適応する診療科の構成、診療機能等が提案されているか。 ③市内における二次救急の提供病院として、適切な救急医療の提供方法が提案されているか。 ④小児救急医療を含む小児医療の機能、診療対応範囲等が提案されているか。 ⑤脳血管疾患、心血管疾患への検査対応や診療対応等が提案されているか。 ⑥感染症医療へ対応できる診療・検査等機能が提案されているか。 ⑦大規模災害発生時等に適切かつ迅速に対応できる機能が提案されているか。 ⑧外来診療所が比較的少ない地域の外来医療支援についての方法等が提案されているか。 ⑨医師、看護師や医療スタッフ等が、十分な診療体制構築に向けた体制案が提案されているか。 ⑩職員の確保・人材育成について提案されているか。 ⑪本市との連絡体制や協議体制が提案されているか。	55点
3. 地域連携	①地域の保健施設・医療施設・福祉施設、地域医療関係団体、自治体等との連携及び地域包括ケアシステムの中心を担うような役割を重視した方策が提案されているか。 ②地域医療支援病院の承認取得の検討及び必要要件である紹介率・逆紹介率の確保策が提案されているか。	10点
4. 地域との調和	・地域交通や地域経済への影響等に配慮し、地域住民の日常生活と調和できる方法等が提案されているか。	5点

評価項目	評価の視点	選定委員1人あたりの配点
5. 施設整備計画	・提供する医療機能・規模（感染症対応、災害対応を含む）、敷地条件や各種法令に適應できる施設計画が提案（環境アセスメント等を含む）されているか。	5点
6. 収支計画	①資金調達・償還計画が確実で、安定的な経営収支計画が提案されているか。また、市の財政支援を踏まえつつ、施設整備を含め、収支計画が自立した内容となっているか。 ②現在運営している病院事業の財務状況は適正か。	10点
7. 事業スケジュール	・実現可能なスケジュールが提案されているか。	5点

## 10 誘致病院事業者の責務

以下の項目についてはすべて事業者が実施し、必要な費用を負担するものとする。

### （1）法令等の遵守

事業者は、病院の建設、運営など、本事業を進めるに当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### （2）経営状況等の報告

事業者は病院整備の進捗状況を定期的に報告すること。

病院開院後は、毎年1回、経営・財務の状況等を茨木市長に報告すること。

### （3）本市と合意した医療機能の継続的提供

「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」における基本理念及び整備方針等や意見書を遵守しつつ、医療ニーズを捉え、市内での入院医療を要する中等症以上の救急搬送患者の受入れ強化を目的とした急性期病床と本市及び三島二次医療圏で不足している回復期病床を確保し、救急医療や小児医療等を土地の賃貸借契約の契約期間にわたって提供すること。

### （4）人材の確保及び研修

医師、看護師及びその他の医療スタッフ等、十分な診療体制を確保すること。また、職種ごとの専門的研修を十分に受けた人材を適切に配置すること。継続的に各種研修を活用し、スタッフ等のスキルアップを図ること。

### （5）本市施策への協力及び地域医療機関等との連携

保健・医療・介護・福祉施策をはじめ本市の各種施策へ協力すること。地域医療機関等との連携に関して、具体的な検討を行うこと。

### （6）本市が行うモニタリングへの協力

本市が行う病院事業者決定後の開院までの進捗確認や、開院後において本市が求める役割や機能が継続的に果たされているか等について、定期的に評価検討するモニタリングへの参加・情報提供・協力を行うこと。

(7) 地元等関係先との調整及び説明

事業を進めるに当たって必要な地元等関係先との調整及び説明は、本市と協議のうえで事業者が適切に行うこと。

(8) 契約の終了・解除時の対応

土地賃貸借契約の終了時に、また8(6)事業者が契約を遵守しない場合に規定する解除を行う場合は、解除時に、事業者は、本件土地の地上及び地下に設置した施設をすべて撤去し、本件土地を周辺地盤の高さまで埋め戻して整地し、本市に明け渡さなければならない。ただし、本市が支障ないと認めるときは、この限りでない。

土地の明渡し時に、土壌汚染調査を行い、必要に応じて対策を行うこと。

また、閉院時に入院中・治療中の患者がいる場合は適切に他医療機関へ引き継ぐこと。

11 その他

---

契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担とする。その他この募集要項に定めのない事項に関しては、民法等関係諸法令に従い本市が定める。

事業の実施に当たって許認可等が必要な場合は、候補者自らが関係官庁から許認可を得る必要があり、事業者の決定をもって本市がこれらの許認可等の保証を行うものではない。